

ため じょうもう お試し500円の除毛クリームが そうがく ていきこうにゆう 総額2万5千円の定期購入だった！

【相談事例】

スマホのSNS広告で、除毛クリームが「実質無料」で送料のみ500円だった
ので、試しに注文した。商品が届き明細書を見ると、合計5回の受取り
で総額2万5千円支払うことが条件の定期購入だった。高額すぎて小遣い
では払えない。(10代 女性)

【アドバイス】

- 「実質無料」「●%オフ」などお得感のある広告は、注文する
前に、必ず購入条件を確認しましょう！
2回目からは、高額な定期購入になっていないか確認しましょう。
大事なことは、小さい字で書かれていることがあるため、
画面の隅々まで見る注意が必要です。

- 通信販売は、クーリング・オフができません。

- 未成年者が親権者の同意を得ていない契約は、原則取り消すことができ
ます。

- わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センター
に相談しましょう。



相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん